

第三十四号議案「箕面市病院事業の設置等に関する条例改正
の件」に対する附帯決議

本案を次のとおり提出する。

令和五年三月二十二日提出

箕面市議会議員 中井博幸

同 高橋竜馬

同 楠政則

同 神代繁近

第三十四号議案「箕面市病院事業の設置等に関する条例改正
の件」に対する附帯決議

箕面市立病院は、昭和五十六年（一九八一年）の開院から長きにわたって、箕面市民の生命と健康を守る地域医療の中核を担ってきた。

しかしながら、築四十年を超える百床以上の公立の急性期病院は大阪府内で箕面市立病院のみであり、施設老朽化や最新医療機器への対応が喫緊の課題となる中で、市議会では平成二十九年第四回定例会において、北大阪急行南北線延伸後の交通便利性等を生かせる好立地への移転建替を議決した。さらに、令和二年（二〇二〇年）十二月には建替に向けた議論を進めるべく、新市立病院建設運営特別委員会を設置し、議会としても先進地視察や建替に向けた市立病院の機能や経営の在り方について調査を重ねてきた。

令和三年（二〇二一年）二月には、市が設置した「箕面市新市立病院整備審議会」において、新病院のめざす姿や担うべき医療機能、運営手法や整備手法について、七回にわたる真摯な議論が尽くされ、令和四年（二〇二二年）八月に答申が示された。

答申では、将来の医療需要を踏まえると、現在の急性期病床二百六十七床では、症例数や働き方改革等の影響から医師の確保がさらに困難となり、市立病院の医療提供体制に重大な影響を及ぼす懸念から、新病院では急性期病床を増床し、医療需要に応えるとともに、医師確保や医療提供体制充実をめざすべきとされた。

さらに、その実現に向けては、豊能医療圏が病床過剰地域であることから、急性期病床を有する医療機関との再編統合以外に途はなく、その実現可能性調査の結果も踏まえ、指定管理者制度による病院運営が前提とされ

た。

本定例会では、同審議会からの答申を受け、パブリックコメントを実施したのちに取りまとめた基本構想に基づき、箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する議案が提出された。市議会としては、特別委員会等で重点的な審査を重ね、「箕面市民にとって新病院はどうあるべきか」という観点に立脚し、同議案を可決したところである。

一方で、特別委員会の審査等で賛成に付された意見については、今後、様々なプロセスにおいて十分に配慮される必要がある。特に二元代表制の一翼を担う市議会の権能として、質の高い医療が安定的かつ長期的に提供され続けるよう病院事業の運営を監視するためのスキームも新たに構築する必要がある。

以上のことを踏まえ、本条例を施行するに当たり、次の事項について適切な措置を講ずることを要請する。

- 一 新病院が担うべき医療機能及び病床規模の確保が実現可能な指定管理者を選定すること
- 二 指定管理者が新病院で担うべき役割及び医療提供体制を協定書等に明記し、担保すること
- 三 現市立病院の職員に生ずる処遇の変化に最大限配慮し、誠意を持って対応すること
- 四 市議会が行う意見交換等の場への参画や協力体制を協定書等に明記し、担保すること

以上、決議する。

令和五年三月二十七日

箕面市議会